

児童手当・児童扶養手当の債権管理事務の遅延について

児童手当・児童扶養手当受給者について発生した過払い金の一部について、債権管理事務の遅延により、89人分、約750万円の納入通知書が送られていないことが判明したため御報告いたします。

1 概要・経緯

児童手当・児童扶養手当は、受給者の変更や所得更正による手当区分（所得によって異なる。本則給付と特例給付の区分がある）の変更、受給者の資格消滅等の理由により、過払い金が発生します。

市民の方が区役所の窓口で手続きをした後、過払い金が発生することになった市民の方に対して、こども未来局こども家庭課が支払い期（児童手当：6月・10月・2月、児童扶養手当：奇数月）に併せて納入通知書を発送して過払い金の返還を求めます。

令和4年9月29日に課内の業務打ち合わせを行った際に、納入通知書が送られていないことが判明し、過去まで遡って調べたところ、令和3年10月から令和4年8月まで送られていないことが判りました。

2 人数・金額等

年度	児童手当		児童扶養手当	
	人数	金額（円）	人数	金額（円）
令和3年度	64	4,080,000	19	2,840,920
令和4年度	2	280,000	4	344,210
合計	66	4,360,000	23	3,185,130

計89人 7,545,130円

3 原因

担当課において令和3年度・4年度の給付金業務（子育て世帯生活支援特別給付金・子育て世帯への臨時特別給付金）を担うこととなり、業務の性質上、給付金事務の迅速な実施が求められる中、毎月発生する児童手当・児童扶養手当の過払い状況や支払者毎の返還方法等、業務の進捗管理のための手法の確立や引継ぎが適切に行われておらず、状況把握ができていませんでした。

4 今後の対応

対象者の方に対して速やかに納入通知書を送付する手続きを進めるとともに、手続きが遅れたことについてのお詫びの御案内文を同封いたします。

5 再発防止策

全ての手順が明記された詳細なマニュアルを作成するとともに、毎月発生する対象者毎の過払い状況や支払者毎の返還方法を課内で共有の上、全体の進捗状況が確認できる管理簿等を作成し、作業の進捗状況を組織的に確認することを徹底し再発防止を図ります。

問合せ先

川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課 佐藤

電話 044-200-2671